

# 牛の飼養者の皆様へ

## 令和6年4月から死亡牛の BSE検査対象牛が変わります

### ① 96か月齢以上の通常の死亡牛検査が**廃止**

月齢に関係なく、通常の死亡牛は、石垣市家畜等処理センター（八重山食肉センター内）で適正に処理してください。

### ② 死亡前にBSEを疑う症状を呈していた死亡牛のみが検査対象（実質変更なし）

BSE検査が必要かどうかは、原則、獣医師が判断しますので、診療、又は検案した獣医師の指示を受けてください。

#### <現行>従来のBSE検査

	0か月齢～	48か月齢～	96か月齢～
通常の死亡牛	×	×	検査対象
起立不能等を示した死亡牛	×	検査対象	検査対象
死亡前にBSEの特定症状を呈していた牛	検査対象	検査対象	検査対象



#### <変更後>令和6年4月1日からのBSE検査

	0か月齢～	48か月齢～	96か月齢～
通常の死亡牛	×	×	検査対象から除外
死亡前にBSEが否定できない症状を呈していた牛※1	検査対象	検査対象	検査対象
死亡前にBSEの特定症状を呈していた牛※2	検査対象	検査対象	検査対象

※1 犬座姿勢、異常歩様、起立不能等の非特異的な臨床症状がみられるもの（感染症、代謝性、外傷性等の一般的な理由で説明できるものを除く）

※2 BSEの感染を強く疑う臨床症状（興奮しやすい、音・光に対する過敏な反応等の神経・行動異常）

八重山家畜保健衛生所 TEL：0980-84-4111  
FAX：0980-84-4121

# 牛の飼養者の皆様へ

## 令和6年度牛疾病検査円滑化 推進対策事業の補助額について

死亡牛がBSE検査対象となった場合には、家保までの輸送費や検査・焼却手数料などの負担に対して、死亡牛の所有者へ補助があります。

事業対象項目	対象概要	死亡牛所有者への補助額（円）	
検査促進費	BSE検査の要否を獣医師が判断するにあたり必要となる生前の情報提供（BSE疑う症状を呈していたかどうか）	6,000	定額
検体提供費	家保までの死亡牛の輸送費負担に対して	6,000	定額
BSE検査費（焼却含む）	家保での検査・焼却手数料（20,000円）に対して	6,000	定額
計		18,000	

※上記は、検査対象となった場合のみ補助の対象となります（原則、獣医師が検査の要否を判断）。

※ご不明な点などありましたら、八重山家畜保健衛生所までお問い合わせください。

八重山家畜保健衛生所 TEL：0980-84-4111  
FAX：0980-84-4121